

農地法第 43 条第 1 項届出の提出書類【農作物栽培高度化施設】

- 届出期間 随時
- 提出部数 2 部

提出書類		備 考	チェック
届出書			<input type="checkbox"/>
(委任状)			<input type="checkbox"/>
案内図 1/1000～2000		届出地の場所がわかるもの (住宅地図など)	<input type="checkbox"/>
公図 1/500 あるいは 600		写し可	<input type="checkbox"/>
土地登記簿		法務局発行	<input type="checkbox"/>
届出者 が法人 の場合	法人登記事項証明書	法務局発行	<input type="checkbox"/>
	定 款	写し可	<input type="checkbox"/>
	法人の印鑑証明	法務局発行	<input type="checkbox"/>
施設計画図①		施設配置、施設底面の用途（農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置き場、その他栽培に必要不可欠な施設）のわかるもの	<input type="checkbox"/>
施設計画図② ※施設の屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合		日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離 5 m 及び 10m の線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの	<input type="checkbox"/>
営農計画書		農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等	<input type="checkbox"/>
同意書		所有権または使用及び収益を目的とする権利を有するものの同意（事業者と所有者が異なる場合）	<input type="checkbox"/>

● 注意事項

- ※ 添付書類として必要となる証明書は、提出日より 3 ヶ月以内に発行されたものに限ります。
- ※ 農作物栽培高度化施設用地を借りて利用する場合でその農地が共同名義の場合、共有者すべての同意が必要です。

